参考資料1-2

ねんきん事業機構法案(仮称)の概要

国民年金事業等に対する国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止し、国民年金事業及び厚生年金保険事業の運営に特化した新組織を設置するとともに、新組織において、国民の意向を反映し、内部統制(ガバナンス)や透明性等を確保した事業運営を図ることとする。

I 概要

- 1 国民年金事業及び厚生年金保険事業の運営の基本理念
 - 国民年金事業及び厚生年金保険事業の運営について、事務処理の在り方等に関する基本理念を定める。
- 2 「ねんきん事業機構」(仮称)の設置
 - 厚生労働省に国民年金事業及び厚生年金保険事業の運営を主たる目的とし、地方組織を有する特別の機関として 「ねんきん事業機構」(仮称)を設置する。
 - ※ 政管健保公法人については、健康保険法等の一部改正法案において措置
- 3 適正な事業運営を確保するための具体的措置
 - ①年金運営会議の設置による意思決定機能の強化 「ねんきん事業機構」の長(代表執行責任者(仮称))が重要事項について決定するときは、年金運営会議の議を 経なければならないこととする。
 - ②特別監査官の設置による内部監査機能の強化 外部の専門家のうちから厚生労働大臣が任命する特別監査官に、会計監査、業務監査及び個人情報管理監査を行わせることとする。
 - ③国民の意向を反映するための措置の義務づけ 「ねんきん事業機構」の事業の運営に被保険者等の意見を反映するために必要な措置を講じなければならないこととする。
 - ④その他

年金個人情報の保護、年金委員制度の創設、地方組織のブロック化に伴う医療関係事務の地方厚生局への移管等の所要の措置を講ずる。

Ⅱ 施行期日

平成20年10月1日